

1 5 実施すべき施策・スケジュール

4つの施策目標を踏まえ、実施すべき14の施策を定め、これらの施策を着実に推進するため、計画期間中に講ずべき23の具体的な措置について、次のとおり定めます。なお、各措置のうち、特に重点的に取り組むべき15の措置を、**重点措置**として示しています。また、各措置の詳細は次ページ以降をご覧ください。

SDGsのゴール 保健 教育 成長・雇用 イノベーション
 都市 気候変動

4 <計画の目標に対する実施すべき施策・措置・スケジュールの一覧> 県 (実施) (重点的に実施) 県以外

計画の目標	施策	措置	SDGsへの貢献	重点措置	掲載ページ	スケジュール(年度)											
						令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030		
1. 自転車が安全・安心・快適に通行できる空間の整備推進	1. 自転車通行空間の計画的な整備推進	1-① 市町村の自転車活用推進計画の策定		○	35	[県実施]											
		1-② 自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備		○	36	[県実施]											
	2. 自転車通行空間の安全確保	2-① 路上駐停車対策の推進		○	37	[県実施]											
		2-② 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備の推進		—	38	[県以外]											
3. まちづくりと連携した総合的な取組の実施	3. まちづくりと連携した総合的な取組の実施	3-① ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施		○	39	[県実施]											
		4. 自転車の利用促進を図るための駐輪場の設置推進	4-① まちなか等における駐輪場の設置推進		○	40	[県実施]										
			5. シェアサイクルの普及推進	5-① 公共施設、交通結節点、商業施設、ホテル等の周辺におけるサイクルポートの設置		○	41	[県実施]									
2. 自転車で県民のクオリティ・オブ・ライフを高めるための取組の推進	6. 自転車を活用した健康づくりの推進	6-① 自転車活用による健康増進に関する広報の実施		○	42	[県実施]											
		6-② 日常的な自転車利用の促進		○	43	[県実施]											
		7. 自転車通勤等の促進	7-① 自転車通勤促進のための取組推進		○	44	[県実施]										
3. 国内外からの交流人口拡大に向けたサイクルツーリズムの推進	8. サイクルスポーツ振興の推進	8-① 各種サイクリングイベントの推進		—	45	[県実施]											
		8-② タンデム自転車の一般公道での通行環境の整備		—	46	[県以外]											
	9. 世界に誇るサイクリング環境の創出	9-① 本部半島・羽地内海コース等を活用したサイクルツーリズムの推進		○	47	[県実施]											
		9-② サイクルステーション(休憩施設)の整備		○	48	[県実施]											
		9-③ 海上交通へのサイクリング環境の整備		—	48	[県以外]											
		9-④ 公共交通への自転車の持ち込みの促進		—	49	[県以外]											
		9-⑤ まちなか等における駐輪場の設置推進(再掲)		—	49	[県以外]											
4. 安全・安心な暮らしの実現に向けた自転車利用の推進	10. 世代等に応じた交通安全意識の向上に向けた取組の推進	10-① 世代毎の自転車安全教育の実施及び交通指導取締りの推進		○	50	[県実施]											
		10-② 交通安全意識向上を図る広報啓発		○	51	[県実施]											
	11. 自転車の安全利用の促進	11-① 自転車ヘルメット着用の促進		○	52	[県実施]											
	12. 自転車の点検整備の推進	12-① 自転車の点検整備の習慣化を促進する広報啓発等の取組実施		—	53	[県以外]											
	13. 災害時における適切な自転車の活用の推進	13-① 災害時に備えた自転車の配備		—	54	[県以外]											
	14. その他の取組の推進	14-① 自転車損害賠償責任保険等の加入促進		○	55	[県実施]											



目標 1 自転車及安全・安心・快適に通行できる空間の整備推進

施策 1：自転車通行空間の計画的な整備推進

クルマ社会である本県において、クルマだけでなく自転車の積極的な利用を促すとともに、公共交通と自転車の連携拡大等を図るために、県民や国内外のサイクリスト、自転車を利用する観光客等、子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心・快適に通行できるよう、自転車通行空間の整備を推進します。

また、市町村版の自転車ネットワーク計画や自転車活用推進計画の策定支援に取り組む等、県と市町村が一体となって取組を推進します。



【措置 1-①】市町村の自転車活用推進計画の策定		重点措置							
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村版自転車活用推進計画（ネットワーク計画含む）の策定を検討している市町村に対し、策定に係る市町村説明会の開催や必要な助言、資料提供等を行い、市町村の取組を支援する。 <p>※なお、市町村版自転車活用推進計画は、複数の市町村で共同策定することも可能 （例：諏訪湖地域自転車活用推進計画（長野県岡谷市、諏訪市、下諏訪町の3市町）、東白川地方自転車活用推進計画（福島県棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村の3町1村））。</p>								
実施主体	県担当課	道路管理課							
	県以外の事業主体	市町村							
実施スケジュール									
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度

重点的に実施：、実施：



【措置 1-②】自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備

重点措置

内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車ネットワーク計画に位置付けられた道路等について、自転車通行空間の整備を行うとともに、自転車通行空間整備に関するガイドラインに基づきインバウンドにも対応した統一的な案内誘導、注意喚起等のサイン等整備を行う。 ●自転車通行空間の整備について、市町村に対して必要な技術的支援を行う。 	
実施 主体	県担当課	道路管理課、道路街路課、交通規制課（県警察）
	県以外の 事業主体	国、市町村

実施スケジュール



R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度

重点的に実施： 、実施：



施策 2 : 自転車通行空間の安全確保

違法車両や工作物等の設置による自転車通行の障害を防止し、自転車通行空間の交通の安全と円滑を図るため、交通指導取締りを推進します。



【措置 2-①】 路上駐停車対策の推進		重点措置								
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車道等において、自転車を含めた交通実態や沿道状況等を踏まえ駐停車禁止等の規制を実施する。 ● 悪質で迷惑性の高い駐車違反等の違反車両に対する交通指導取締りを推進する。 									
実施主体	県担当課	交通規制課（県警察）、交通指導課（県警察）								
	県以外の事業主体	-								
実施スケジュール										
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
										

重点的に実施：、実施：





【措置 2-②】 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備の推進

内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 物流活動が周辺交通へ与える影響を抑制し、安全で快適な自転車通行環境をつくるため、道路状況に応じて、路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備に努める。 								
	実施 主体	県担当課	道路管理課、道路街路課						
	県以外の 事業主体	国、市町村							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
									
									

重点的に実施：  、実施： 



施策 3 : まちづくりと連携した総合的な取組の実施

歩行者や自転車中心の道路空間を確保するため、生活道路や観光エリアに通じる道路等において、各種安全対策を推進します。



【措置 3-①】ゾーン 30 や狭さく等による安全対策の実施		重点措置							
内容	● 自転車利用が多い路線や事故発生路線等の危険な区間等において、生活道路等におけるゾーン 30 の整備や狭さくの設置などの安全対策を推進する。								
実施 主体	県担当課	交通規制課（県警察）							
	県以外の 事業主体	市町村							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
県									
市町村									

重点的に実施： 、実施：



目標 2 自転車で県民のクオリティ・オブ・ライフを高めるための取組の推進

施策 4：自転車の利用促進を図るための駐輪場の設置推進

自転車の利用促進を図るため、市町村や公共交通事業者等と連携し、駐輪場の設置を推進します。



【措置 4-①】 まちなか等における駐輪場の設置推進		重点措置							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民のクルマからの転換を促すとともに放置自転車を解消するため、市町村等と連携しながら、まちなかや交通結節点（モノレール駅等）周辺において駐輪場の設置を検討する。なお、検討にあたっては、放置自転車対策も考慮する。 ● サイクルラックの設置を推進する。 								
実施主体	県担当課	道路管理課、都市計画・モノレール課							
	県以外の事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
<div style="text-align: center;">県</div>					<div style="text-align: center;">県</div>				
<div style="text-align: center;">市町村、民間企業・団体</div>					<div style="text-align: center;">市町村、民間企業・団体</div>				

重点的に実施： 、実施：



施策 5 : シェアサイクルの普及推進

自転車の利用促進を図るため、官民の連携により、ホテルや観光施設、商業施設、交通結節点等、県民や観光客が様々なシーンで自転車をシェアできる空間へのサイクルポート設置を推進します。



【措置 5-①】 公共施設、交通結節点、商業施設、ホテル等の周辺におけるサイクルポートの設置 重点措置									
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民の自転車の日常利用や観光客の回遊を促すため、利用ニーズの高い公共施設の敷地内や交通結節点（モノレール駅等）、コンビニエンスストアなどの商業施設、観光の起点となるホテルや観光施設等の周辺へのサイクルポートの設置について、市町村や民間企業・団体への連携を働きかける。 ● シェアサイクル認知度向上のための広報啓発を実施する。 								
実施 主体	県担当課	交通政策課、観光振興課							
	県以外の 事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
県					市町村、民間企業・団体				

重点的に実施： 、実施：



施策 6 : 自転車を活用した健康づくりの推進

自転車は、子どもから高齢者までが手軽に楽しめる身近な乗り物であり、日頃からの利活用が県民の健康の維持・増進につながることから、日常的な自転車利用の促進を図る広報啓発や自転車の利用機会の創出等の仕組みや環境づくりに関する取組を推進します。

【措置 6-①】 自転車活用による健康増進に関する広報の実施 重点措置									
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車利用による健康増進を図るため、自転車利用による生活習慣病の予防や改善などの健康維持・増進等の自転車を利用することによるメリット等に関する情報など、広報啓発を行う。 								
実施 主体	県担当課	健康長寿課							
	県以外の 事業主体	市町村							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="width: 80%; height: 20px; background-color: #00a0e3; border-radius: 10px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="text-align: center;">県</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="width: 80%; height: 20px; background-color: #d9e1f2; border: 1px solid #00a0e3; border-radius: 10px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="text-align: center;">市町村</div> </div>									

重点的に実施 : 、実施 :



【措置 6-②】 日常的な自転車利用の促進

重点措置



内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民の日常生活（買物、通学等）における自転車の積極的利用を促すため、自転車の体験機会の提供等、県民が自転車を楽しめる環境づくりや広報啓発を行う。 ● 県民の自転車活用促進を啓発するイベントを開催する。 									
	実施 主体	県担当課	道路管理課、交通政策課							
		県以外の 事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール										
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	

重点的に実施：











、実施：



施策 7 : 自転車通勤等の促進

企業の健康経営や従業員の心身の健康維持・増進等に伴う生産性の向上等につながります。また、年齢や体力を問わず、日常習慣の一つとして気軽にチャレンジできる取組であることから、市町村と一体となって、県民・企業等の双方に対し、自転車通勤を促す広報啓発や環境づくりを推進します。

【措置 7-①】 自転車通勤促進のための取組推進		重点措置							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民の自転車通勤を促すため、県内市町村と一体となって、企業・団体に対して自転車活用推進官民連携協議会が作成した「自転車通勤導入に関する手引き」(令和元年)等を活用し、自転車通勤制度導入を働きかける。 								
実施主体	県担当課	健康長寿課							
	県以外の事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
									
									


重点的に実施：、実施：



目標 3 国内外からの交流人口拡大に向けたサイクルツーリズムの推進

施策 8 : サイクルスポーツ振興の推進

本県は、国内で高い知名度を誇るサイクルスポーツの土壌が形成されており、県民や県外のサイクリングファンの更なる拡大に向け、観戦者の立場も考慮したサイクリングイベント等の推進など、サイクルスポーツ振興を推進します。

【措置 8-①】 各種サイクリングイベントの推進 									
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のサイクリング関連団体や観光協会等の観光関連団体、県内外で活躍するアスリート等と連携し、地域特性を活かし豊富な地域資源と組み合わせ、様々なレベルのサイクリストや国内外からの観光客、県民が楽しむことのできるサイクリングイベントや自転車レース等の継続及び充実を図る。 ●県民や国内外からの観光客が観戦しやすい環境づくり及び観戦に併せた地域の観光メニューの開発を行う民間事業者等の自主的な取組を支援する。 								
実施 主体	県担当課	スポーツ振興課、観光振興課							
	県以外の 事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
 県									
 市町村、民間企業・団体									

重点的に実施 :  、実施 : 



【措置 8-②】 タンDEM自転車的一般公道での通行環境の整備

内容	<p>● タンDEM自転車の公道走行が実現したことを受けて、タンDEM自転車が安全に通行できるよう、通行環境やサイン等の整備を推進する。</p>								
実施 主体	県担当課	道路管理課、道路街路課、交通規制課（県警察）							
	県以外の 事業主体	国、市町村							
実施スケジュール									
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度

重点的に実施： 、実施：



施策 9 : 世界に誇るサイクリング環境の創出

本県の「美ら海（美しい海）」、琉球の伝統的な「歴史・文化」などの優れた資源を最大限活かし、国のサイクルツーリズムの推進モデルルートに指定されている「本部半島・羽地内海コース」等について、県と市町村が一体となって、国内外からのサイクリストの受け入れ態勢の強化を図ります。さらに、国内外からの観光需要を喚起し誘客促進を図るため、情報発信や観光プロモーション等と連携した取組を推進します。



【措置 9-①】本部半島・羽地内海コース等を活用したサイクルツーリズムの推進		重点措置							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●当モデルルート等において国内外からサイクリスト等を受け入れる環境を整えるため、市町村や地域のサイクリング関連団体や DMO 等の観光関連の企業や団体等と連携し、以下の態勢強化を図る。 								
	<ol style="list-style-type: none"> ① 道の駅等の多様な交通手段に対応したサイクル拠点（ゲートウェイ）の整備（例えば、e-BIKE を含むレンタサイクルやシェアサイクル、シャワー、ロッカー・更衣室、空気入れ・工具貸出、必要な物品の販売、自転車組立場、手荷物や自転車の搬送、情報発信など） ② 県内における e-BIKE を含むレンタサイクルやシェアサイクルの充実 ③ サイクルタクシーなどの自転車回送サービスの検討 ④ 宿泊施設等の受入態勢の整備 ⑤ 多言語に対応したツアー・ガイドの実施 ⑥ 緊急時のサポート・レスキュー体制の構築検討 ⑦ 魅力あるサイクリングルートをもとめたサイクリングマップの作成 ⑧ WEB 等の各種媒体による国内外への情報発信や観光プロモーション等による PR の実施 ⑨ 複数の手段を乗り継ぐ観光地型 MaaS 等の検討 ⑩ 案内看板等走行環境の整備 								
実施	県担当課	道路管理課、スポーツ振興課、観光振興課							
主体	県以外の事業主体	国、市町村、民間企業・団体（一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー等）							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
県（特に①、④、⑦、⑧、⑩）					県				
国、市町村、民間企業・団体									

重点的に実施： 、実施：



【措置 9-②】 サイクルステーション（休憩施設）の整備

重点措置



内容	●官民連携により、サイクリングコースや観光地周辺に、自転車利用者が休憩や着替え、簡単な修理等を行うことのできるサイクルステーションを整備する(サイクリングコースのルート上に概ね 20km ごとに整備)。									
実施 主体	県担当課	スポーツ振興課、観光振興課								
	県以外の 事業主体	市町村、民間企業・団体								
実施スケジュール										
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	
県					重点的に実施					
市町村、民間企業・団体					実施					

【措置 9-③】 海上交通へのサイクリング環境の整備



内容	●船舶へのサイクルスタンド導入により、高速船や定期船利用者に対するサイクリング環境整備を推進する。									
実施 主体	県担当課	交通政策課								
	県以外の 事業主体	民間企業・団体								
実施スケジュール										
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	
県										
民間企業・団体										

重点的に実施： 、実施：



【措置 9-④】公共交通への自転車の持ち込みの促進



内容	●バスやモノレール等に自転車を持ち込むために必要な輸行バック等の貸し出しの普及を図る。								
実施主体	県担当課	-							
	県以外の事業主体	民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
民間企業・団体									

【措置 9-⑤】まちなか等における駐輪場の設置推進（再掲）



内容	●県民のクルマからの転換を促すとともに放置自転車を解消するため、市町村等と連携しながら、まちなかや交通結節点（モノレール駅等）周辺において駐輪場の設置を検討する。なお、検討にあたっては、放置自転車対策も考慮する。 ●サイクルラックの設置を推進する。								
実施主体	県担当課	道路管理課、都市計画・モノレール課							
	県以外の事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
県					県				
市町村、民間企業・団体					市町村、民間企業・団体				

重点的に実施： 、実施：



目標 4 安全・安心な暮らしの実現に向けた自転車利用の推進

施策 10：世代等に応じた交通安全意識の向上に向けた取組の推進

安全・安心な暮らしの実現に向け、自転車関連の事故を減らすためには、従来からの交通安全教育にとどまることなく、地域の実情や交通事故の実態に即した柔軟で効果的な安全教育を実施する必要があることから、市町村や民間企業・団体等と一体となって、幼児から高齢者まで、世代に応じた自転車安全教育を実施します。

また、自転車だけでなくドライバーや歩行者等、国籍を問わず道路を利用する全ての人相互の思いやり、安全・安心に通行できる環境を創出するために、自転車通行ルールの理解促進を図る等、自転車の安全利用に向けた取組を推進します。



【措置 10-①】世代毎の自転車安全教育の実施及び交通指導取締りの推進		重点措置							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフステージ等に応じた自転車の通行ルールやマナー等の周知を図るため、段階的かつ体系的な安全教育や普及啓発活動を推進する。 ● 自転車関連の事故の死傷者は小中高生などの子どもが多いため、学校等との連携による安全指導の実施や交通安全意識の向上を図る。 ● 自転車利用者に対する指導取締りの強化等を実施する。 ● 実技指導や自転車シミュレーターを活用した参加・体験型の自転車教室の推進 ● 企業、各種団体等に対する交通安全教育の場など、あらゆる機会を通じて、自転車の安全確保に関する交通安全教育を推進する。 								
実施主体	県担当課	消費・暮らし安全課、保健体育課（教育庁）、 交通企画課（県警察）、交通指導課（県警察）							
	県以外の事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
<div style="background-color: #00AEEF; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県</div> <div style="background-color: #ADD8E6; color: #00AEEF; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村、民間企業・団体</div>									

重点的に実施： 、実施：



【措置 10-②】交通安全意識向上を図る広報啓発

重点措置





内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車の安全利用について、地域住民の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動等様々な機会を利用して、自転車の安全確保に向けた広報啓発に努める。 ●自転車安全利用五則等を活用し、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。 ●県民や県外から来訪するサイクリスト、観光客等、国籍を問わず正しい自転車の利用を促すため、多言語に対応した自転車の交通ルールの周知を図る。 								
	実施 主体	県担当課	消費・くらし安全課、交通企画課（県警察）、スポーツ振興課						
	県以外の 事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
県									
市町村、民間企業・団体									

重点的に実施： 、実施：



施策 11：自転車の安全利用の促進

自転車関連の事故における死亡リスクの低減に効果的な自転車ヘルメットの着用促進を図るため、市町村や民間企業・団体と一体となって、自転車ヘルメット着用の普及・広報啓発を推進します。

【措置 11-①】自転車ヘルメット着用の促進		重点措置							
内容	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで、自転車利用者に対して、自転車ヘルメット着用の促進に向けた普及・広報啓発を図る（例えば、自転車ヘルメット着用による死亡リスクの低減効果等）。 								
実施 主体	県担当課	消費・暮らし安全課、保健体育課（教育庁）、交通企画課（県警察）							
	県以外の 事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
 県									
 市町村、民間企業・団体									

重点的に実施：、実施：



施策 12 : 自転車の点検整備の推進

県民の自転車の点検整備の習慣化を促進するための広報啓発等の取組を推進します。

【措置 12-①】 自転車の点検整備の習慣化を促進する広報啓発等の取組実施									
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車利用者に対し、整備不良の自転車利用による事故防止のため、定期的な点検整備促進に向けた広報啓発を行う。 ● 消費者が安全に自転車を利用できるよう、必要に応じて独立行政法人国民生活センターによる商品テストの結果等を活用し、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。 								
実施 主体	県担当課	消費・くらし安全課、保健体育課（教育庁）、交通企画課（県警察）							
	県以外の 事業主体	民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
<div style="background-color: #00a0e3; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: #d9e1f2; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>									
<div style="background-color: #00a0e3; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: #d9e1f2; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>									

重点的に実施：  、実施： 



施策 13 : 災害時における適切な自転車の活用の推進

災害時の迅速な被災状況の把握や、人や物資の輸送等における適切な自転車の活用により、災害時における危機管理体制の強化を図るため、災害時に備えた自転車の配備等、災害時において適切に自転車を活用できる環境づくりを推進します。



【措置 13-①】 災害時に備えた自転車の配備									
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の迅速な被災状況の把握や人・物資の輸送等の危機管理体制の強化に向け、災害時における自転車の活用方策（例えば、道路パトロールにおける自転車活用等）を検討する。 ● 災害時の渋滞や、落下物等によるクルマの通行不能に備えて、自転車の配備を検討する。 								
実施 主体	県担当課	防災対策関係各課、道路管理課							
	県以外の 事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
<div style="background-color: #00a0e3; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 県									
<div style="background-color: #d9e1f2; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 市町村、民間企業・団体									

重点的に実施： 、実施：



施策 14 : その他の取組の推進

自転車利用者の万一の事故に備え、市町村と一体となって、自転車損害賠償責任保険等の加入促進に向けた取組を推進します。

【措置 14-①】 自転車損害賠償責任保険等の加入促進		重点措置							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車を利用する県民に対し、交通安全教室やイベント等で、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた広報・啓発を実施する。 ● 自転車損害賠償責任保険等への加入義務付けの条例制定の必要性について検討する。 								
実施主体	県担当課	消費・暮らし安全課、保健体育課（教育庁）、交通企画課（県警察）							
	県以外の事業主体	市町村、民間企業・団体							
実施スケジュール									
R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
県					重点的に実施				
市町村、民間企業・団体					実施				

重点的に実施： 、実施： 



6 計画の推進体制・見直し方法

6-1 計画の推進体制

計画に位置付けられた取組を推進するため、国や関係機関と連携しながら先導的な取組を推進します。

沖縄県、国、市町村、企業・団体、県民等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を深めながら、自転車活用の推進に向けて取り組んでいきます。



6-2 計画のフォローアップ及び見直し

(1) 計画のフォローアップ

各施策の進捗状況のフォローアップにあたって、客観的かつ定量的で計測可能な以下の指標を設定します。

表 6.1 施策の目標

施策	指標	目標値	指標の測定方法
施策 1. 自転車通行空間の計画的な整備推進	市町村版自転車活用推進計画策定数	【2020 年度】 1 市町村 【2025 年度】 10 市町村 【2030 年度】 20 市町村	市町村へのヒアリング
施策 6. 自転車を活用した健康づくりの推進	1 世帯あたりの自転車保有台数	【2018 年度】 0.695 台/世帯 【2025 年度】 0.850 台/世帯 【2030 年度】 1.000 台/世帯	自転車産業振興協会 統計情報等
施策 9. 世界に誇るサイクリング環境の創出	県内のナショナルサイクルルート数	【2020 年度】 0 ルート 【2025 年度】 1 ルート	—
施策 10. 世代等に応じた交通安全意識の向上に向けた取組の推進	自転車保有台数 あたり自転車関連 事故件数	【2018 年度】 7.3 件/万台 【2025 年度】 5.5 件/万台 【2030 年度】 4.6 件/万台	沖縄県警資料、自転車産業 振興協会統計情報等

計画の進行管理にあたっては、各措置の担当課が、施策の指標を踏まえつつ事業の P D C A サイクルを着実に展開します。また、計画の推進を行う連絡会議を毎年度開催し、各施策の進捗状況等に関するフォローアップを実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の予算措置に向けた検討につなげます。

なお、フォローアップにおいては、技術動向等を踏まえながらシェアサイクルの移動データ等の収集・活用を検討します。



(2) 計画の見直し

5年目の年度（2025年度）は中間年度とし、計画の進捗状況やフォローアップの結果、社会情勢の変化、県の上位・関連計画の見直し結果などを考慮するとともに、シェアサイクルの移動データ等の必要な統計・分析、MaaSのような複数の交通モードやまちづくりとの連携等の調査・研究を踏まえ、前期計画を見直し、後期計画（2026～2030年度）の策定を行います。

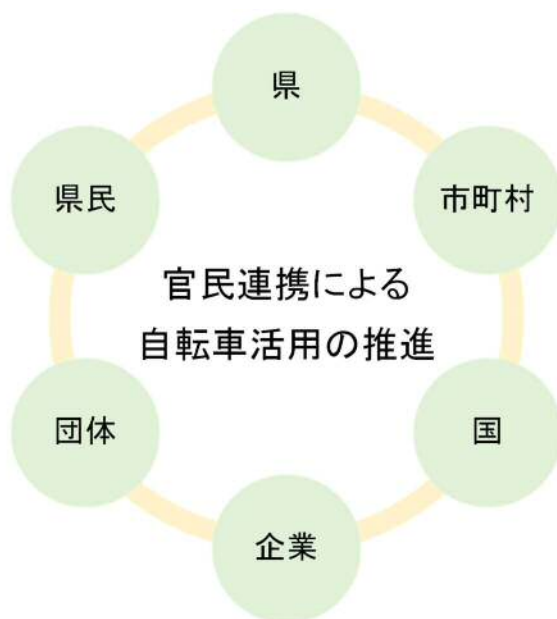


図 6.1 計画の推進イメージ



用語集

1	サイクルツーリズム	自転車（サイクル）を活用した観光形態（ツーリズム）のこと。自転車に乗ることが主な目的の観光旅行だけでなく、観光旅行における単なる移動手段の一つとして自転車を利用することも含まれる。
2	自転車ネットワーク計画	自転車は『車両』であり車道通行が大原則という考えのもと、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画のこと。
3	TDM 施策推進アクションプログラム	<p>沖縄県の交通渋滞等の問題を解決するために、クルマを含めた多様な交通機関を適切にかしこく利用してもらうための取り組みや、複数の交通機関の乗継をやすくすることで全体の移動を円滑かつ利便性の高いものとする等の取り組みを進めるための計画のこと。</p> <p>TDM とは、交通需要マネジメント（Transportation Demand Management）の頭文字をとったもので、自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルの交通渋滞等、様々な交通問題を改善するための手法のこと。</p>
4	パーソントリップ調査	都市における人の移動に着目した調査のこと。「どのような人が、どのような目的で、どこから どこへ、どのような時間帯に、どのような交通手段で」移動しているか等を把握する調査のこと。
5	しまなみ海道サイクリングロード	広島県尾道市と愛媛県今治市を結ぶ日本初の海峡を横断する70 kmのサイクリングルートのこと、国土交通省が指定するナショナルサイクリングルート（日本を代表し世界に誇りうるサイクリングルートのこと）の一つに選ばれている。
6	インバウンド	外国人の訪日旅行のこと。



TDM 施策推進アクションプログラム(沖縄県)



7	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。
8	自転車の種類（シティ車等）	自転車には日常から趣味の用途まで、その使い方に応じて様々な種類がある。ママチャリなど日常の移動などに使われる一般的な自転車である「シティ車（軽快車）」、モーターでアシストしてくれる「電動アシスト車」、ロードバイクやクロスバイク、マウンテンバイクなどスポーツ用の自転車の総称として「スポーツ車」等がある。
		ロードバイク
		電動アシスト自転車
9	e-BIKE	電動アシスト付きのスポーツ車のこと。
		e-BIKE
10	自転車通行空間（自転車道等）	歩行者、自転車、自動車とともに安全で快適に通行できるように、車道や歩道上で構造的あるいは視覚的な分離を図ることや、視覚的に通行位置を明示するなどにより整備された自転車の通行部分のこと。
11	自転車道	自転車通行空間の一つで、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分のこと。
		自転車道



12	自転車専用通行帯	自転車通行空間の一つで、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯のこと。自転車レーンと呼ばれることもある。	 <p>自転車専用通行帯</p>
13	自転車歩行者道	専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分のこと。	
14	シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムのこと。街中にいくつものサイクルポートと呼ばれる自転車貸出拠点を設置し、利用者は好きなサイクルポートで自転車を借り、好きなポートで返却できるサービスのこと。	 <p>シェアサイクルのサイクルポート</p>
15	サイクルポート	シェアサイクルにおいて、自転車の貸出・返却を行う自転車貸出拠点のこと。	
16	クオリティ・オブ・ライフ	生活の質のこと。	
17	交流人口	観光者等の一時的・短期滞在からなる人口のこと。	
18	ゾーン30	生活道路での歩行者等の安全を確保するために、区域（ゾーン）を定めて 30km/h 規制を実施し、ゾーン内のクルマの速度を抑制したり、ゾーン内を抜け道として通行するクルマを減らす対策のこと。	 <p>ゾーン30の標識</p>
19	狭さく	車道幅を物理的または視覚的に狭くすることにより低速走行を促す対策のこと。	





20	交通結節点	鉄道駅やバスターミナル等、異なる交通機関を相互に連絡し様々な交通需要に対応した体系的な交通サービスを提供する施設のこと。
21	サイクルラック	主にスポーツ自転車用の簡易型の駐輪設備のこと。自転車のサドルの先端をラックのバーに引っ掛けて使用する。 
22	自転車通勤導入に関する手引き	企業等においてこれから自転車通勤制度を導入するための検討をする際や、すでにある自転車通勤制度の見直しを行う際の参考となるよう、令和元年に自転車活用推進官民連携協議会が策定した手引きのこと。  自転車通勤導入に関する手引き (自転車活用推進官民連携協議会)
23	タンデム自転車	複数人が前後に並んで同時に乗ることができる自転車のこと。健常者だけでなく視覚障害のある人も楽しむことができる。 
24	サイクルツーリズムの推進モデルルート	官民連携により先進的なサイクリング環境を目指すルートとして、国が位置づけるルートのこと。令和元年度時点で全国 56 ルートが指定されている。
25	DMO	地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

サイクルラック

自転車通勤導入に関する手引き
(自転車活用推進官民連携協議会)

竹富島のタンデム自転車



26	サイクル拠点 (ゲートウェイ)	空港や鉄道駅、道の駅等からサイクリングを出発できるよう、利用者の快適で安心な利用をサポートするための機能を有したサイクリングの出発拠点のこと。	 <p>茨城県土浦駅の サイクル拠点 (ゲートウェイ)</p>
27	自転車組立場	ロードバイク等のスポーツバイクを組み立てるためのスペースのこと。	 <p>自転車組立場</p>
28	自転車回送サービス (サイクルタクシー 等)	自転車を運搬するサービスのこと。自転車階層サービスの一つとして、自転車を積み込むことが出来るタクシーを「サイクルタクシー」、自転車をそのまま積み込むことが出来る鉄道やバスをそれぞれ「サイクルトレイン」、「サイクルバス」等とよぶ。	
29	M a a S	マース (MaaS : Mobility as a Service) と読み、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。観光地を対象とした MaaS を「観光地型 MaaS」と呼ぶ。	
30	サイクルステーション	サイクルラックや休憩スペース、トイレ等、サイクリングを行う人に必要な機能を有した休憩施設のこと。	
31	サイクルスタンド (船舶)	フェリー等において、自転車をそのまま持ち込み立てておくことが出来る設備のこと。	
32	自転車シミュレーター	ドライビングシミュレーターの自転車版で、モニターに映し出される仮想空間上に自転車通行環境を再現し、実際に自転車を漕ぐと画面に映し出された仮想空間を自由に走ることができるもの。	
33	P D C Aサイクル	マネジメント手法のひとつで、「計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、反映 (Action)」の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。	



沖縄県自転車活用推進計画

令和3年3月

発行 沖縄県

編集 沖縄県土木建築部 道路管理課

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

T E L 098-866-2665

F A X 098-866-2790